

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルスの感染はいまだ収束しておらず、また、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

また、ワクチン接種が推奨されていますが、体質や持病などさまざまな事情により接種できない人もいます。ワクチン接種をしていない人に対して、接種の強制や差別、不公平や不利益な扱いをすることのないようにしましょう。

思い込みが差別や偏見を生みます。正しい知識や情報に基づいて冷静に行動するようお願いいたします。

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて6年目となりました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。特に情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

本市では法律の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発、相談事業などを積極的に実施しています。



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 電話による相談を受け付けます

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、子どもを巡るさまざまな人権問題に取り組んでいます。このたび、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くの子供たちから専用相談電話による相談を受け付けます。なお、法務局職員と人権擁護委員が相談に応じ、秘密は守られます。

- ▶期間 8月26日(金)～9月1日(休)
- ▶受付時間 午前8時30分～午後7時※8月27日(土)・28日(日)は午前10時～午後5時
- ▶電話番号 0120-007-110※IP電話からは接続不可
- ▶費用 無料

人権を守るために

市では、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会など、さまざまな団体の協力のもと各種研修会の開催や、人権リーフレットの配布、また、市ホームページを活用した人権課題の周知などに取り組んでいます。今後も全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行ってまいります。

市内の小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集や人権リーフレットは市ホームページからご覧ください。



令和4年度行田市人権ポスター優秀作品

困ったときは、一人で悩まず、相談を

- みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
- 子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
- インターネット人権相談受付窓口「インターネット人権相談」で検索してください。



インターネット人権相談受付窓口

▶問い合わせ 人権推進課(内線221)

▶問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507



(新型コロナ)事業者支援事業

中小企業等物価高騰対策緊急支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や不安定な世界情勢により、原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者に対し、物価高騰などによる影響を緩和するため、中小企業等に対する物価高騰対策緊急支援金を給付します。

▶対象 市内に主たる事業所を有し、次の全ての要件に該当する中小企業・小規模事業者および個人事業主

- 売り上げまたは粗利益について、令和4年1月～6月のうち、任意の1カ月間の額が前年(令和3年)同月と比較し5パーセント以上減少していること。
- ※令和3年7月～令和4年5月末に開業した事業者は、令和4年1月から6月までの連続する任意の2カ月間を比較
- 令和4年5月末までに事業を開始していること。
- 申請時点において市税の滞納がないこと。
- 事業による収入が収入全体の過半を占めていること。
- 本支援金の申請段階において、今後も事業を継続する意思があること。

▶支給額

- 【中小企業】10万円
- 【小規模事業者および個人事業主】5万円

▶支給の対象外となるもの

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団または同条第6号の暴力団員が経営に関与している者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- 宗教上の組織または団体
- 政治団体
- 当該事業収入の主たる事業所が市外にある者
- 市が実施する「行田市介護事業所物価高騰等緊急支援金」、「行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰等緊急支援金」、「行田市保育施設等物価高騰等緊急支援金」、「行田市医療機関等物価高騰等緊急支援金」、「行田市施設園芸農家燃油高騰対策緊急支援金」の給付を受ける者

を受ける者

▶必要書類

【法人・個人事業主共通】

- ①申請書兼請求書(市ホームページからダウンロード可)
- ②令和4年1月～6月のうち任意の1カ月の売り上げが確認できる書類(帳簿、売上台帳の写しなど)
- ※粗利益での減少を選択した場合は、売り上げから差し引く経費が分かる書類
- ③②に対応する前年同月の売り上げが確認できる書類または粗利益を証明する書類(法人は、法人概況説明書の裏面、帳簿、売上台帳の写しなど、個人事業主は、帳簿、売上台帳の写しなど)
- ※粗利益での減少を選択した場合は、粗利益の明細が分かる書類
- ④滞納がないことの証明書
- ⑤申請者名義の口座の通帳またはキャッシュカードの写し

【法人】

- ①直近の事業年分の確定申告書第一表控えの写し
- ②法人概況説明書(表面)の写し

【個人事業主】

- ①令和3年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書の写し
- ②市内で事業を営んでいることが分かる書類(青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、営業許可証、賃貸借契約書の写しなど)

▶申請方法 必要書類を8月1日(月)～10月31日(月)(消印有効)に郵送(追跡可能郵便)により商工観光課へ提出してください。

※感染拡大防止のため、窓口での受け付けは行いません。

▶問い合わせ 同課(内線383)

ミナミカワラ・スリッパが寄贈されました



増田勝弘校長(右)へスリッパを手渡す山本栄治会長(左)

6月20日、南河原地区の伝統産業である「ミナミカワラ・スリッパ」が南河原商工会から南河原中学校・小学校・幼稚園・保育園に寄贈されました。これは、同商工会がスリッパ産業をもっと皆さんに知ってもらい後世に伝えようといわれたものです。

この日、同商工会が最初に訪れた南河原中学校では、山本栄治会長から色鮮やかなスリッパが増田勝弘校長へ手渡されました。

▶問い合わせ 南河原商工会 ☎557-0742